

災害時要援護者登録制度を創設

「もしものときに備えて」

要援護者の登録を

現在、市では一昨年の台風23号災害に学び、防災・減災対策の推進と、災害を文化ととらえ、災害にひるまないまちづくりを市民の皆さんとともに考え、進めています。

その一つとして、一人暮らしの高齢者や重度障害者など、日常生活も支援を必要とする方（要援護者）に対し、災害時において、迅速に避難情報の提供や避難支援が受けられるようにするため、災害時要援護者登録制度を始めます。

目的

大きな災害が発生した場合、公的支援には限界があります。近所の住民が普段の交流の中で、日ごろから災害について話し合い、互いに助け合う共助の精神で対応することが重要です。

本制度は、自宅に居住する災害時要援護者（※1）の情報を本人の登録申請により集約し、その情報を地域の支援者（※2）に開示することで、災害時における情報伝達や避難援助等に役立て、要援護者の安全と安心を提供しようとするものです。

内容

市は、本人申請（個人情報開示に同意したもの）に基づき、災害時要援護者登録台帳を作成し、その副本を地域支援者に提供し、情報を共有します。

地域支援者には、登録台帳の副本により、地域の実情に合った取組みをお願いする予定ですが、具体的な災害時支援の方法については、災害時要援護者支援対策検討会で協議を行います。



※1 災害時要援護者

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握することが困難であり、災害から自らを守るための避難行動等に支援を要する方をいいます。

左記の①～⑦のいずれかに該当する方は登録申請をお願いします。

- ① 身体障害者手帳1、2級の方
 - ② 療育手帳A判定の方
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
 - ④ 介護保険法による要介護度が3～5の方
 - ⑤ 一人暮らしの高齢者
 - ⑥ 高齢者のみの世帯
 - ⑦ 前各号に掲げる方に準ずる状態にある難病患者やその他の方
- ※施設入所者は除きます。

※2 地域支援者

行政区（自主防災組織を含む）役員、消防団、民生委員
 《登録・問合せ》
 社会福祉課生活援護係
 各総合支所健康福祉課

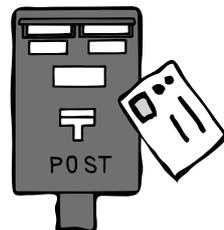
青い鳥郵便葉書の無償配布について

日本郵政公社では、重度の身体障害者や知的障害者に、一枚50円の青い鳥郵便葉書を配布しています。希望の方は申し込みください。

- ◆対象 身体障害者手帳（1級または2級）および療育手帳（A判定）をお持ちの方
- ◆申込期限 5月31日（水）
- ◆配布枚数 一人につき20枚
- ◆申込方法

最寄りの郵便局に、身体障害者手帳または療育手帳を提示し、所定の用紙に必要事項を記入の上、申し込みください。（代理でも可）

《問合せ》 最寄りの郵便局



事業所の皆さんを対象とした学卒求人説明会の開催

新規学校卒業予定者の採用を計画している企業を対象に、学卒求人説明会を下記のとおり開催します。

- ◆対象 新規学校卒業予定者の採用を考えている企業
- ◆日時 ①5月26日（金）午後2時～
②5月30日（火）午後2時～
- ◆場所 ①じばさん但馬 6階豊岡商工会議所会議室
②ハローワーク香住 2階会議室
- ◆内容 求人取扱い、求人手続きの日程など
《問合せ》 ハローワーク豊岡 ☎23-3101